

内閣委員会議録 第九号

平成十九年三月二十九日(木曜日)
午後二時二十分開議

出席委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君	理事 後藤田正純君
理事 戸井田とおる君	理事 西村 康穂君
理事 平井たくや君	理事 松原 仁君
理事 田端 正広君	
赤澤 亮正君	
小里 泰弘君	
木原 誠二君	
寺田 稔君	
中森ふくよ君	
松浪 健太君	
市村浩一郎君	
小宮山洋子君	
横光 克彦君	
佐々木憲昭君	

赤澤 亮正君	遠藤 宣彦君
岡下 信子君	
谷本 龍哉君	
土井 亨君	
林田 彪君	
村上誠一郎君	
小川 淳也君	
佐々木隆博君	
石井 啓一君	

同日
スパイ防止法制定に関する請願(大塚高司君紹介)(第四五五号)
法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号)
憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願
(赤嶺政賢君紹介)(第四八二号)
(志位和夫君紹介)(第四八三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四六号)
株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四七号)
法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号)

係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革として、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立することとし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところあります。政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法や昨年六月に行政改革推進本部で決定した政策金融改革に係る制度設計に則して、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法を提出する次第であります。

まず、株式会社日本政策金融公庫法案の内容について、その概要を御説明いたします。
第一に、新たに設立する株式会社日本政策金融公庫の目的は、行政改革推進法の規定にのっとり、一般的の金融機関が行う金融を補完することを目指としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るために金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱または大規模な灾害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行なうほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及

び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することとしております。

第二に、新公庫の業務については、行政改革推進法において現行の政策金融機関の業務のうち廃止、縮小または限定することとされたものを忠実に反映するとともに、一般の金融機関が行う金融の補完を一層推進するため、証券化の手法を活用して一般の金融機関による貸し付けを促進するための業務等を追加することとしております。また、主務大臣が指定する金融機関が行う危機対応業務に必要な信用の供与を行うこととしております。

第三に、新公庫の業務の適切な実施を図るため、政府は新公庫の発行済み株式の総数を保有していないなければならないこととするほか、役員及び職員、財務及び会計、監督等について所要の規定を整備しております。

第四に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、新公庫が成立する平成二十年十月一日において解散するものとし、その権利及び義務の承継に関する事項等の新公庫の設立に関する事項を規定するほか、新公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲り受けや新公庫の解散については、別に法律で定める旨を規定しております。

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の内容について、その概要を御説明いたします。
この法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法を初め独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を含む八十六の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

○渡辺国務大臣 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

第一類第一号 内閣委員会議録第九号 平成十九年三月二十九日

又は準備金を、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
第五条 公庫でない者は、その名称中に日本政策金融公庫という文字を用いてはならない。
2 公庫は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定にかかわらず、第十三条第三項に規定する部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いてはならない。
3 公庫でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。
第二章 役員及び職員

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員等の欠格条項)

第七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、公庫の役員等となることができない。(役員等の兼職禁止)

第八条 公庫の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めめて承認したときは、この限りでない。

(役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務)

第九条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員等、会計参与及び職員の地位)

又は準備金を、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第五条 公庫でない者は、その名称中に日本政策金融公庫という文字を用いてはならない。

2 公庫は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定にかかわらず、第十三条第三項に規定する部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いてはならない。

3 公庫でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員等の欠格条項)

第七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、公庫の役員等となることができない。(役員等の兼職禁止)

第八条 公庫の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めめて承認したときは、この限りでない。

(役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務)

第九条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)及び職員は、その職務上知ことができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員等、会計参与及び職員の地位)

第十条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に對して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債等の振替)に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためにもの並びに国際金融秩序の混亂への対処に係るものに限る。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためにもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。)を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務第四号に掲げる業務にあつては、別表第二第七号に掲げるものを除く。に附帯する業務を行うこと。

七 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が指定期間の内に、別表第一第一号から第十二号までの下欄に掲げる資金(同表第八号の下欄のイ、二、チからヲまで、カからタまで及びツからナまでに係る部分に限る。)及び第九号から第十三号までの下欄に掲げる資金(同表第八号の下欄のイ、二、チ、ヨ、ネ及びナに掲げる資金については、別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金を除く。)の貸付けの利率、償還期限及び据置期間のとおりの貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行う必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものと認められる場合に、別表第四の範囲内でなければならない。

のと/orする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

4 林業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の改善、林業経営の改善、漁業経営の改善若しくは漁業の整備若しくは振興山村若しくは過疎地域における農林漁業の振興を促進するために必要なものとして別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内でなければならない。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

務を行ふ専任の部門を置かなければならぬ。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

2 受託法人(主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により委託した業務を受託することができること。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 公庫は、第一項の規定にかかわらず、沖縄興開発金融公庫に対し、第十二条第一項第二号の規定による別表第二第一号から第五号までに掲げる業務及び同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

(危機対応円滑化業務実施方針)

第十五条 公庫は、主務省令で定めるところにより、第十二条第二項及び第三項に規定する業務(以下「危機対応円滑化業務」という。)の方法及び条件その他危機対応円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するための方針(以下「危機対応円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、危機対応円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、危機対応円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

(指定)

第十六条 第十二条第一項の規定による指定(以下この条、次条第一項、第十八条、第二十五条第三項、第二十六条及び第二十七条において「指定」という。)は、危機対応業務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、危機対応円滑化業務実施方針を踏まえて危機対応業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、危機対応業務の実施体制及び実施方法並びに特定資金の貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第二十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 指定金融機関が第二十六条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消し

(承継)

第十九条 指定金融機関が危機対応業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、指定金融機関の地位

していと認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 業務規程が法令及び危機対応円滑化業務実施方針に適合し、かつ、危機対応業務を適正かつ確実に遂行するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。

(指定の公示)

第十七条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は危機対応業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

4 第十八条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。

(指定の更新)

第十九条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。

2 第十六条の規定は、指定の更新について準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定により指定が効力を失つたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(協定)

第二十一条 公庫は、危機対応円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下この条、附則第二十八条、第四十五条及び第四十六条において「協定」という。)を締結し、これに従いその業務を行つものとすることを命ずることができる。

一 指定金融機関は、次条第一項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応業務を行うこと。

二 第十二条第一項第二号に掲げる業務に係る主務大臣の定めに従つて危機対応業務を行ふこと。

三 第十二条第一項第二号に掲げる業務に係る主務大臣が定めるところにより金銭を支払い、これに対して、公庫は、指定金融機関の危機対応業務に係る債務の弁済がなされないこととなる場合において、その弁済がなされない場合における債務の弁済がなされないことをなつた額に相当する金銭を支払うこと。

三 指定金融機関は、公庫と特定取引を行う場合において、公庫から当該特定取引に係る金額

錢の支払を受けた後も、当該支払に係る債権

の回収に努めること。

四 指定金融機関は、前号の規定により回収を行ったときは、当該回収により取得した資産に相当する額に係る部分の額として主務大臣

が定めるところにより計算した金額を公庫に納付すること。

五 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う危機対応業務及び公庫が行う危機対応

業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項。

2 公庫は、協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十二条 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事案、実施期間その他これら業務の実施に関して必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

2 公庫は、前項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応円滑化業務を行わなければならぬ。

3 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行つたときは、その旨及び第一項の規定に沿つて、官報で公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第三十三条 指定金融機関は、危機対応業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（監督命令）

第二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に對し、危機対応業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第二十五条 指定金融機関は、危機対応業務の全部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 指定金融機関が危機対応業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等）

第二十六条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 指定の時点において第十六条第五項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれに基づく処分に違反したとき。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第二十七条 指定金融機関について、第十八条第一項及び第二十五条第三項の規定により指定が

効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。（事業年度）

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の作成及び提出）

第三十条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十一条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十二条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十三条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十四条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十五条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十六条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第三十七条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十八条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第三十九条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十一条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十二条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十三条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十四条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第四十五条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十六条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十七条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十八条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第四十九条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十一条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十二条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第五十三条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十四条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十五条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十六条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十七条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十八条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第五十九条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第六十一条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十二条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十三条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十四条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十五条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十六条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十七条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第六十八条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第六十九条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十一条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十二条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十三条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十四条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十五条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十六条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第七十七条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十八条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第七十九条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十一条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十二条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十三条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十四条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、

前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（予算の形式及び内容）

第八十五条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十六条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

第八十七条 公庫の予算是、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

（予算の形式及び内容）

<p>業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>二 危機対応円滑化業務</p> <p>二 前号イから二までに掲げる業務ごとの社債の発行(外国を発行地とする社債を失つた者からの請求によりその者に交付するためにする社債の発行を除く。)の限度額</p> <p>三 第一号イからハまでに掲げる業務ごとの第五十三条第一号の規定による受益権の譲渡及び同条第二号の規定による貸付債権等の譲渡により調達する資金の限度額</p> <p>四 次のイからホまでに掲げる業務ごとのそれぞれイからホまでに定める金額</p> <p>イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して行う貸付け 貸付金の限度額</p> <p>ロ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号及び第五号に掲げる業務として行う取引 これらの号に掲げる業務ごとの当該取引において公庫が支払うことと約する金銭の額の限度額</p> <p>ハ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第四号及び第六号に掲げる業務として行う保証 保証金額の限度額</p> <p>二 第十一条第一項第三号の規定による保險 保険金額の限度額</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、予算の執行に關し必要な事項</p> <p>本 第十一条第二項第二号の規定による指定金融機関に対する補てん 補てんの額の限度額</p> <p>3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子、公社債等の利子、出資に対する配当</p>
<p>金、債務保証料その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金(第十一條第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。)及び附属雑収入の業務に附帯する業務</p> <p>二 二 前号イから二までに掲げる業務ごとに区分する。</p> <p>三 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。</p>
<p>4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで及び第四十一条第五号から第七号までに掲げる業務ごとに区分する。</p> <p>5 前各項に規定するものを除くほか、公庫の予算の形式及び内容は、財務大臣が主務大臣と協議して定める。</p> <p>(予備費)</p> <p>第三十二条 公庫は、予見し難い予算の不足に充てるため、公庫の予算に予備費を計上することができる。</p> <p>(予算の議決)</p> <p>第三十三条 公庫は、公庫の予算の国会の議決に関するため、公庫の予算に予備費を計上することができる。</p> <p>(予算の通知)</p> <p>第三十四条 内閣は、公庫の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を公庫に通知するものとする。</p>
<p>第三十五条 公庫は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第二十九条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要と</p> <p>(財務諸表の提出)</p> <p>2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。</p> <p>3 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第三十六条 公庫は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。</p> <p>2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。</p> <p>3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとみなす。</p> <p>(予算の目的外使用の禁止)</p> <p>第三十七条 公庫は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。</p> <p>(流用)</p> <p>第三十八条 公庫は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。</p> <p>2 公庫は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>(予備費の使用)</p> <p>第三十九条 公庫は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を主務大臣を経由して財務大臣に通知しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる者に対する貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要と</p> <p>(財務諸表の提出)</p> <p>2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第二十九条第一号から第七号までの下欄に掲げる者に対する貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第一第一号及び第九号に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p> <p>二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる者に対する貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要と</p>

十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額」と、「前条第一項各号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項各号」と、「前条第一項第一号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項第一号」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項、第四項及び第五項中「当該資本金等」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項の規定による経営改善資金特別準備金」と、同条第六項中「準備金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項の規定による経営改善資金特別準備金」と、「前条第一項第三号の日」とあるのは「同項第二号の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算報告書の作成及び提出)

第四十条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

3 公庫は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 決算報告書の形式及び内容については、財務省令で定める。(決算報告書の会計検査院への送付)

第四十五条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添え、翌年度の十一月三

十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書の国会への提出)

第四十六条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第四十四条第一項の貸借対照表等を添え、國の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金のうち政令で定める基準

(政府の貸付け)

2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのう

ち、公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行うために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

3 公庫が信用保険等業務を行つたときに、既に発行している社債の額の合計額に相当する金額

をもつて、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

4 公庫は、第一項に規定する短期借入金及び政府の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘

げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために既に借り入れている借入金の借入られた額及び既に発行している社債の額の合計額に相当する金額

をもつて、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

5 公庫は、第一項に規定する短期借入金及び政府の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額に相当する金額

をもつて、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

6 公庫は、第一項に規定する短期借入金及び政府の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘

定額に属する資本金又は準備金の額を減少するこ

とにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法

は、政令で定める。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定によ

る場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余

金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係

るそれとの勘定に属する剰余金の配当その他の

剰余金の処分を行つてはならない。

8 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

9 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

10 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

11 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

12 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

13 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

14 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

15 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

16 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

17 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

18 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

19 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

20 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

21 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

22 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

23 公庫が信用保険等業務を行つたために必要な資

金の財源に充てるために行う資金の借入人は、

公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業

務を行つたために必要な資金の財源に充てるた

め、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係

る借入れを行おうとし、又は社債を発行しよう

とするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

を検査させることができる。ただし、受託法人に対しても、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

三

二 第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行う場合(前号に掲

—

2 機主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し報告をさせ、又はその職員

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ旨を定めなければならない

に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(権限の委任)
第六十条 主務大臣は、政令で定めるところによ
り、前条第一項又は第二項の規定による立入検

合併
全社分害 株式交換 事業の譲渡及び譲
受け並びに解散)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づく権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第

づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

第六十三条 公庫が、**第十一條第一項**若しくは**第二項**又は**第五十三條**の規定により、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に定める事由がある場合に、

4 金融庁長官は政令で定めるところにより前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

2 前項に規定する場合においては、公庫を金融
機関又は其第二の支店として見立てる金融機関又
は同法第三十九条の規定は、適用しない。

5 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一

商品取引法第二条第六項に規定する金融商品取引業者とみなして、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

る。 隊くは 政令で定めど、その一部を地方支分部局の長に委任することができ

第四十一条第六号に掲げる業務を行ふ場合
金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二

(定款)

の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を

うち、同条第六項に規定する外國信託会社以外の者への信託を除く。)をする場合 貸金業法第二十四条の規定

規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げ

十八年法律第百十五号の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第四十五条の規定 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四 附則第四十六条の規定 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第二号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 第五条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定 平成二十年十月一日

(調整規定)

第二条 信託法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合は、信託法の施行の日の前日までの間ににおける第五十四条第一項及び別表第二の注(2)の規定の適用については、同項中「について信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等(別表第二の注(1)に規定する信託会社等をいふ。))との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。」を「を信託会社等(別表第二の注(1)に規定する信託会社等をいふ。)との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。」とあるのは「を信託会社等(別表第二の注(1)に規定する信託会社等をいふ。)との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。」とある。

(設立委員)

第三条 主務大臣は、設立委員を命じ、公庫の設立に関する発起人の職務を行わせる。

2 主務大臣は、前項の規定により設立委員を命じようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(定款)

第四条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなけれ

ばならない。

(公庫の設立に際して発行する株式)

第二条の規定により第四十一条第一号に掲げる株式の総数は、定款で定めなければならない。

この場合において、第三号に掲げる事項は、

第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

株式の数(公庫を種類株式発行会社として設立しようとする場合には、その種類及び種類ごとの数)

一 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金並びに資本準備金及び次条第二項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金の額に関する事項

2 公庫の設立に際して発行する株式については、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出资されている出資額(国民生活金融公庫にあっては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があったものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあっては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)による改正前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。)第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。)に相当する財産(附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。)を、それぞれ出資するものとする。

(設立委員)

第六条 公庫は、その設立に際し、別表第一第一号の下欄に掲げる資金のうち小規模事業者の経営の改善発達を支援するための資金として政令で定めるものの第十一条第一項第一項の規定による貸付けに係る業務の円滑な運営を確保するため、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に經營改善資金特別準備金を設けこれに当該勘定に属する資本準備金のうち政令で定める金額を充てるものとする。

(公庫の設立)

第七条 前項の規定により第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に設けられる經營改善資金特別準備金は、公庫の経営改善資金特別準備金とする次に掲げる事項及び公庫が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

この場合において、第三号に掲げる事項は、

第五条 公庫の設立に際して発行する株式に関する事項及び公庫が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

第七条 公庫の設立に際して発行する株式の総数は、国民生活金融公庫等が引き受けるものとし、設立委員は、これを国民生活金融公庫等に割り当てるものとする。

(株式の引受け)

第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出资されている出資額(国民生活金融公庫にあっては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があったものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあっては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)による改正前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。)第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。)に相当する財産(附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。)を、それぞれ出資するものとする。

(設立の登記)

第九条 公庫は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかるらず、公庫の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十一条 国民生活金融公庫等が出資によって取得する公庫の株式は、公庫の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(出資)

2 前項の規定により割り当てられた株式による権利は、政府が行使する。

(出資)

第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出资されている出資額(国民生活金融公庫にあっては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があったものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあっては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)による改正前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。)第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。)に相当する財産(附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。)を、それぞれ出資するものとする。

(国民生活金融公庫の解散等)

第十一条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、公庫の設立については、適用しない。

(会社法の適用除外)

第十二条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、公庫の設立については、適用しない。

(会社法の適用除外)

第十三条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、公庫の設立については、適用しない。

(会社法の適用除外)

第十四条 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号。以下「旧国民生活金融公庫法」という。)第二十二条の二第二項及び第三項の規定による政

府の無利子貸付金のうち政令で定める金額は、

附則第一条第五号に掲げる規定の施行の時において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の無利子貸付金の額に相当する金額が、その時において、政府の一般会計から国民生活金融公庫に対し出資されたものとする。

(国民生活金融公庫の解散等)

第十五条 国民生活金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。

2 公庫の成立の際現に国民生活金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。

<p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の日前日に終わるものとする。</p> <p>5 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第十八条第一項監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。</p> <p>6 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧国民生活金融公庫法第二十二条の規定による損益計算上利益金が生じたときの国庫への納付については、公庫が従前により行うものとする。この場合において、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十一年十一月三十日」とする。</p> <p>7 第一項の規定により国民生活金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(農林漁業金融公庫の解散等)</p>
<p>2 前項の規定により國へ承継する資産の範囲及び義務は、次項の規定により國へ承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。</p> <p>3 前項の規定により國へ承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公庫の成立の際現に農林漁業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時ににおいて國が承継する。</p> <p>5 前項の規定により國が承継する資産の範囲を除き、その時において公庫が承継する。</p> <p>6 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>7 第一項の規定により農林漁業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(中小企業金融公庫の解散等)</p>
<p>2 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>5 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「旧農林漁業金融公庫法」という。)第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。</p> <p>6 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号。以下「旧中小企業金融公庫法」という。)第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。</p> <p>7 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(国際協力銀行の解散等)</p>
<p>2 前項の規定により國へ承継する資産の範囲及び義務は、次項の規定により國へ承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。</p> <p>3 前項の規定により國へ承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による損益計算上利益金が生じたときは、公庫が従前により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。</p> <p>5 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号。以下「旧中小企業金融公庫法」という。)第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。</p> <p>6 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による損益計算上利益金が生じたときは、公庫が従前により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。</p> <p>7 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(国際協力銀行の解散等)</p>

度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。

7 第一項の規定により農林漁業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(中小企業金融公庫の解散等)

6 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による損益計算上利益金が生じたときは、公庫が従前により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。

7 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国際協力銀行の解散等)

第四十三条 前条の規定の施行前に旧国民生活金融公庫法(第十三条を除く)、旧農林漁業金融公庫法(第十条を除く)、旧中小企業金融公庫法(第十一条を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 国際協力銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係る旧国際協力銀行法(第十九条の規定によるその職務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、前条各号に掲げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十四条 附則第四十二条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(株式会社商工組合中央金庫に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十五条 株式会社商工組合中央金庫は、附則第一条第五号に定める日において第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が附則第四十五条第一項の規定により第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなされたときは、そ

の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社商工組合中央金庫(以下「転換前の法人」という。)は、株式会社商工組合中央金庫が附則第一条第五号に定める日において危機対応業務存する商工組合中央金庫の施行の際現に

第一条第五号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十二条第一項に規定する協定の締結その他の準備行為をすることができる。

3 前項の規定により転換前の法人がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により、その認可を受けるときは、附則第一条第五号に定める日において株式会社商工組合中央金庫が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により転換前の法人が第二十一条第五号に定める日において株式会社商工組合中央金庫が第二十二条の規定により締結した協定とみなす。

(株式会社日本政策投資銀行に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十六条 株式会社日本政策投資銀行は、附則第一条第五号に定める日において第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が附則第四十五条第一項の規定により第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなされたときは、そ

の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社日本政策投資銀行が附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が第二十二条の規定により締結した協定とみなす。

(公庫の業務の在り方の検討)

3 前項の規定により銀行設立委員がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により認可を受けたときには、その結果に基づいて銀行設立委員が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により銀行設立委員が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

(公庫の業務の在り方の検討)

3 前項の規定により銀行設立委員がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により認可を受けたときには、その結果に基づいて銀行設立委員が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

(公庫の業務の在り方の検討)

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十二

別表第一(第十二条関係)		
三	二	一
生活衛生関係営業者	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するためには必要な小口の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十二	第二項の規定により銀行設立委員が第二十二
2 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が第二十二条の規定により締結した協定とみなす。	2 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が第二十二条の規定により締結した協定とみなす。
3 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により認可を受けたものとみなす。	3 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により認可を受けたものとみなす。
4 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により認可を受けたものとみなす。	4 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により認可を受けたものとみなす。
5 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により認可を受けたものとみなす。	5 第二項の規定により銀行設立委員が第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に於けるその他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	二 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る)	に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するため必要な資金であつて政令で定めるもの
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準する者であつて、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	一 の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要するもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であつて、政令で定めるもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であつて、政令で定めるもの
七	理容師又は美容師を養成する事業 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう)を営む者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であつて、政令で定めるもの
八	農林漁業者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であつて、政令で定めるもの
八 ハ	農地又は採草放牧地についての賃借権	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて、次に掲げるものの(資本市場からの調達が困難なものに限る。) イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のために対する農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。)の取得(その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金	ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの ヌ 造林に必要な資金 リ 造林に必要な資金 金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ワ 林業の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ヨ 林業の維持に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの リ 造林の改善のために対する森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ヨ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金

九	<p>タ 漁業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、經營管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他漁業の整備に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>ナ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>カ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる法人であつて当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者た</p>
十	<p>十一</p> <p>十二</p> <p>部に相当する業務を行つるもの</p> <p>農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であつて、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者</p> <p>農林畜水産物のうちその生産条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るために、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。（以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者</p>
十二	<p>十一</p> <p>十二</p> <p>部に相当する業務を行つるもの</p> <p>農林畜水産物のうちその生産条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るために、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。（以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者</p> <p>食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うため必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであつて主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）</p> <p>食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する长期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うため必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであつて主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）</p> <p>食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する长期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであつて主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）</p>

<p>二</p> <p>農林漁業特定金融機関等が金銭を支払い、これに対してもあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの欄に掲げる者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、国民一般特定金融機関等が特定国民一般貸付債権又は特定国民一般社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行うこと。</p>	<p>国民一般特定金融機関等が金銭を支払い、これに対してもあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの欄に掲げる者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、国民一般特定金融機関等が特定国民一般貸付債権又は特定国民一般社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行うこと。</p>	<p>別表第二第十一条関係)</p>
<p>一</p> <p>農林漁業特定金融機関等が金銭を支払い、これに対してもあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの欄に掲げる者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、国民一般特定金融機関等が特定国民一般貸付債権又は特定国民一般社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行うこと。</p>	<p>農林漁業特定金融機関等が金銭を支払い、これに対してもあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの欄に掲げる者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、国民一般特定金融機関等が特定国民一般貸付債権又は特定国民一般社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行うこと。</p>	
<p>十三</p> <p>指定地域内において、農地、森林その他農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者</p>	<p>中小企業者</p>	<p>十三</p> <p>指定地域内において、農地、森林その他農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者</p>
<p>十四</p> <p>中小企業者</p>	<p>十五</p> <p>信用保証協会</p>	<p>十四</p> <p>中小企業者</p>
<p>十五</p> <p>信用保証協会</p>	<p>十五</p> <p>信用保証協会</p>	<p>十五</p> <p>信用保証協会</p>

(9) 「特定中小企業社債」とは、中小企業者が事業の振興に必要な長期の資金を調達する	金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。(3), (4), (6), (7)及び(9)において同じ。)の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。
(10) 「特定国民一般貸付債権」とは、国民一般特定金融機関等が別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して行う、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る貸付債権をいう。	「特定国民一般貸付債権」とは、国民一般特定金融機関等が別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して行う、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る貸付債権をいう。
(11) 「特定国民一般社債」とは、別表第一第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者が、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために新たに発行する社債であつて国民一般特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。	「特定国民一般社債」とは、別表第一第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者が、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために新たに発行する社債であつて国民一般特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。
(12) 「農林漁業特定金融機関等」とは、農林漁業者に対する貸付け又は農林漁業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。	「農林漁業特定金融機関等」とは、農林漁業者に対する貸付け又は農林漁業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。
(13) 「特定農林漁業貸付債権」とは、農林漁業特定金融機関等が農林漁業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。	「特定農林漁業貸付債権」とは、農林漁業特定金融機関等が農林漁業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。
(14) 「特定農林漁業社債」とは、農林漁業者が新たに発行する社債であつて農林漁業特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。	「特定農林漁業社債」とは、農林漁業者が新たに発行する社債であつて農林漁業特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。
(15) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。	「中小企業特定金融機関等」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。
(16) 「特定中小企業貸付債権」とは、特定金融機関等の中小企業者に対する事業の振興に必要な長期の資金の貸付けに係る貸付債権をいう。	「特定中小企業貸付債権」とは、特定金融機関等の中小企業者に対する事業の振興に必要な長期の資金の貸付けに係る貸付債権をいう。

(1) 第一号、第二号及び第五号に掲げる業務は、それぞれ主務省令で定めるところにより、公庫が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者、農林漁業者若しくは中小企業者の信用状態に係る事由が発生した場合において、それぞれ当該業務に係る取引を約した第一号の国民一般特定金融機関等、第二号の農林漁業特定金融機関等若しくは第五号の中小企業特定金融機関等	（1） 第一号、第二号及び第五号に掲げる業務は、それぞれ主務省令で定めるところにより、公庫が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者、農林漁業者若しくは中小企業者の信用状態に係る事由が発生した場合において、それぞれ当該業務に係る取引を約した第一号の国民一般特定金融機関等、第二号の農林漁業特定金融機関等若しくは第五号の中小企業特定金融機関等
(2) 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。	（2） 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。
(1) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債について特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡するとき。	（1） 第三号の特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。
(2) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡する場合において、当該特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。	（2） 中小企業特定金融機関等が、第四号の特定中小企業貸付債権に係る貸付け又は同号の特定中小企業社債の取得を行う場合において、当該特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。

(1) 第四号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。	（1） 第四号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。
(2) 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。	（2） 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。
(1) 中小企業特定金融機関等が、第四号の特定中小企業貸付債権に係る貸付け又は同号の特定中小企業社債の取得を行なう場合において、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡するとき。	（1） 中小企業特定金融機関等が、第四号の特定中小企業貸付債権に係る貸付け又は同号の特定中小企業社債の取得を行なう場合において、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡するとき。
(2) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡する場合において、当該特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。	（2） 中小企業特定金融機関等が、第四号の特定中小企業貸付債権に係る貸付け又は同号の特定中小企業社債の取得を行なう場合において、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡するとき。

別表第三(第十一条関係)			
四	三	二	一
設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金に係る債務の保証等を行なうもの。	当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金に係る債務の保証等を行なうもの。	当該資金に係る債務の保証等を行なうもの。	当該資金に係る債務の保証等を行なうもの。
（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引）又はこれに類似する取引を行うとき。）	（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引）又はこれに類似する取引を行うとき。）	（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引）又はこれに類似する取引を行うとき。）	（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転する手方が金銭を支払うこと約する取引）又はこれに類似する取引を行うとき。）

<p>(5) 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。</p>
<p>(6) 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。</p>
<p>(7) 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。</p>

<p>(1) 「設備の輸出等」とは、設備(航空機、船舶及び車両を含む。)において同じ。並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保若しくは外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。</p>
<p>(2) 「債務の保証等」とは、債務の保証(保証期間が一年を超えるものに限り、債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるもの含む。)及び当事者の一方が金銭を支払う。これに對して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において当事者の一方が貸付債権、公社債等の他の金銭債権を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引をいう。</p>
<p>(3) 「公社債等」とは、公債、社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権をいう。</p>
<p>(4) 「法人等」とは、法人その他の団体又は個人をいう。</p>

<p>(1) 第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(8)及び(13)において「開発途上地域」という。以外の地域を仕向地とする輸出に係るものは、当該地域を仕向地とする輸出を行う外国の政府、政府機関又は地方公共団体によって、当該外国の輸出の</p>
<p>(2) 貸付けで我が国の法人等に対するもの条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取扱いに従つて必要な対抗措置を講ずるときに行うことができる。</p>
<p>(3) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者に対する債務の保証等(公社債等に係るもの除外。)は、我が国の法人等以外の者に対する資金に係るものに限り、行うことができる。</p>
<p>(4) 第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、(四)から(八)までの場合に限り、行うことができる。</p>
<p>(5) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等(公社債等に係るもの除外。)及び公社債等の取得は、次のいずれかの場合(第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、(四)から(八)までの場合に限り、行うことができる。</p>

係る債務の保証等を行うとき。

(6) 第二号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)は、債務の保証等であつて次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。

(1) 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として主務大臣が定めるものの輸入に必要な資金

(2) 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として主務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

(3) 第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、当該法人等に対して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。

(4) 第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)は、開発途上地域において行われる事業に係るものに限り、行うことができる。

(5) 第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国等に対する貸付けは、中小企業者又は中堅企業として主務大臣が定めるものに対するものに限り、行うことができる。

(6) 第五号に掲げる外国の政府、政府機関又は銀行への貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる

場合であつて、次のいずれかに該当するときに限り、主務大臣の認可を受けて行うことができる。

(1) 国際通貨基金等(公庫を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付に係る資金の償還に充てられることがより、当該償還が確保されることとなつている場合

(2) 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

(3) 第七号に掲げる業務は、第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施に必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(4) (2)又は(9)の規定にかかわらず、国際金融秩序の混亂により我が国の法人等の輸出又は海外における事業の遂行が著しく困難となつた場合において、これに対処するため公庫の業務の特例が必要となつた旨を主務大臣が定めたときは、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

(5) 第一号に掲げる業務のうち我が國の人等に対する資金に係るもの

(6) 第三号に掲げる業務のうち、(9)に規定する主務大臣が定めるもの以外のものに対する貸付け

(7) (8)の規定にかかわらず、開発途上地域以外の地域における事業に関して、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する事業に係るものを行うことができる。

(8) 別表第一第十九号の下欄に掲げる資金を含む。)であつて主務大臣が定めるもの

(9) 別表第一第十号及び第十一号の下欄に掲げる

(10) 別表第一第十二号の下欄に掲げる資金を含む。)であつて主務大臣が定めるもの

別表第四(第十二条関係)

貸 付 金 の 種 類	利 率	償 還 期 限	据 置 期 間
一 別表第一第八号に掲げる資金 1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要	年 七分	年 二十五年	年 十年

別表第五(第十二条関係)

貸 付 金 の 種 類	利 率	年 年							
一 効率的かつ安定的な農業經營を育成するため、その農業經營を一体として、総合的かつ計画的に農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業從事の態様の改善その他の農業經營の改善を図るために必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のイ	八分五厘 九分五厘	八分五厘 八分五厘							
		十五年							

二四

からハまでト、チ若しくはナに擲げるもの又は果樹若しくは指定永年

1 当該資金に係る農業経営の改善

が農業経営基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の

振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条の五の認定を受けた経営改善計画又は果

樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた果樹園經營計画に

従つて図られるものである場合における当該資金

1に掲げる資金以外のもので
あつて主務大臣の指定するもの

二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ

計画的に実施するために必要な次に
掲げる資金であつて、別表第一第一第八
号の下欄の又はナに掲げるものの
うち主務大臣の指定するもの

うち主務大臣の指定するもの

2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金

年 六分五厘
(別表第一第八号の下欄の
ネに掲げる資金について
は、年七分五厘)

年	年	年	年	年
三分五厘 (別表第一第八号の下欄の 口に掲げる資金について は、年三分五厘)	五年 (別表第一第八号の下欄の 口に掲げる資金について は、年三分五厘)	五年 (別表第一第八号の下欄の 口に掲げる資金について は、年三分五厘)	二十五年 (果樹の植 栽又は育成 に必要なも のについて は、十年)	二十五年 (別表第一第八号の下欄の 口に掲げる資金について は、年七分五厘)
六分五厘 (別表第一第八号の下欄の ネに掲げる資金について は、年七分五厘)	二十年	二十年	三年	三十年
五年	三十年	五年	三十年	十年

三 林業経営の改善のためにする森林

(森林とする土地を含む。1において同じ。)の取得若しくは森林の保育その他他の育林に必要な次に掲げる資金であつて主務大臣の指定するもの又は別表第一第八号の下欄のナに掲げるものうち主務大臣の指定す

るもの

年三五二

二十五年

2 森林の保育その他の育林に係る
もの

(森林施業の実施に関する事務大臣の定める要件に適合する者以外の者に貸し付られる資金については、一
年五分六分五

十五年
二十年
三十年
三四年

四
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて別表第一第八号の下欄のヨレ、ソ、ネ又はナに掲げるもののうち主務大臣が指定するもの

1 漁船の改造、建造又は取得に係るもの(3に掲げるものを除く。)

2 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他他の漁業の整備に係るもの

3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの

4 1から3までに掲げるもの以外のもの

五
山村振興法(昭和四十年法律第十四号)第十七条又は過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二十六条に規定する資金

年 年 年 年

十八年	十八年	十五年	十八年
三年	三年	五年	三年

に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの

2に掲げる資金以外のもの

2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金

年 (据置期間中は、年四分五厘)	五年	六年分五厘	二十五年	八年
は、年七分五厘)				

理由	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
五十六号)第十六条の二第二項	四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)第七条第二項ただし書
五 戰傷病者戦没者遺族等護護法(昭和二十七年法律第一百二十七号)第四十六条ただし書	六 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第十一条ただし書
七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条第二項第十三号及び第五十条第一項第一項第十一号	八 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)第五十条第一項ただし書
八 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)第八条第二項ただし書	九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)第八条第二項ただし書
十 証人等の被害についての給付に関する法律(恩給法等の一部改正)第一条第一項ただし書	十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百八十一号)第九条の八第二項第十二号
二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の八第二項第十二号	十二 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第六十八号)第五条

第一項	十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第十七号)第六条第一項ただし書
第二条	(国会職員法等の一部改正) 次に掲げる法律の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。
一 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十八条第二項	(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十八条第二項)第一項ただし書
二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項	第一項第一項中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」を削る。
三 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の七第三項	(公職選挙法の一部改正) 第一条第一項中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」を削る。
四 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第七条の二第二項	第五条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。 第一項第一項第二項
五 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第四十六条第二項	第六条 資産再評価法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。 第一項第一項第二項
六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十年法律第九十七号)第二条第二項	第七条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和四十年法律第九十七号)第二条第二項
七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十七条第一項第三号	第八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和四十年法律第九十七号)第二条第二項
八 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第二条第四項及び第十条の表第四条第六号の項	第九条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和四十年法律第九十七号)第二条第二項
九 第三条 金融商品取引法の一部改正) 第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十五条)の一部を次のように改正する。 第十五条の五第三項中「又は中小企業金融公庫(次項)を(次項)に、「機構等」を「機構」に	第十条の表第四条第六号の項

に、「公庫等」を「公庫」に、「公庫等の」を「公庫」に改め、同条第四項中「公庫等の長は、公庫等予算執行職員」を「公庫の長は、公庫予算執行職員に改め、同条第五項中「公庫等予算執行職員」を「公庫予算執行職員」に改める。
第十条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)中「公庫等」を「公庫」に改める。
(中小企業信用保険法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)第八条 次に掲げる法律の規定中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
一 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項
二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)
(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)第九条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
題名中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。
第一条中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び」を削る。
第五条第二項第一号を次のように改める。
第一条中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び」を削り、「沖縄振興開発金融公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。
法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六条
条第二項の規定による短期借入金を除く。)
第五条第二項第一号中「国民生活債券、中小企業債券」を削り、「沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び農林漁業金融公庫債券」を「及び沖縄振興開発金融公庫住宅地債券」に改め、「国民生活債券若しくは」及び「又は外国を発行する中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第三項中「収入保険料(中小企業金融公庫の場合に限る。)」、「(農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)」及び第十三条(見出しを含む。)
四 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十
八号)第四条第三十五号
五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三
号)第五十四条第四項第十号
(農山漁村電気導入促進法の一部改正)
第十二条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。
同条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
第五条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「貸付」を「貸付け」に改め正する。
(信用金庫法の一部改正)
第十条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第五十三条第三項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第九項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十三条第一項第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。
成十九年法律第一号)第五十六条第三号に改め、同条第十項中第一号及び第二号を削り、同条第二項第一号)第五十六条第三号に改め、同条第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。
第五十四条第四項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
(中小企業融資保証法等の一部改正)
第十四条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項第三号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「受け、又は国民生活金融公庫を代理して」を「受けて」に改める。
(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)
第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
(信用保証協会法の一部改正)
第十六条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項の表駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間の項中「第十六条第一項を「第十六条」に、同法第二十二条第一項の規定により読み替えに適用する国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。)」を「同法第二十二条第二項の規定による交付金の交付」に改める。
第二十条第一項第三号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「受け、又は国民生活金融公庫を代理して」を「受けて」に改める。
(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第十五条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
題名中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
第十七条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百五十五号)」に改める。
一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律及び漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正)
二 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
三 第十八条(見出しを含む。)
二 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
一 第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改
正する。
第三条第一項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
第十四条第一項中「国民生活金融公庫法(昭和二
十一年法律第四十九号)第一条(目的)及び第十
四 第二十四条中「国民生活金融公庫、農林漁業

<p>金融公庫、中小企業金融公庫を「株式会社日本政策金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第二百三十九号）」に改め、第一項の項目番号を削る。</p> <p>第三章を削る。</p> <p>（果樹農業振興特別措置法の一部改正）</p> <p>第十五条第一項中「農林漁業金融公庫の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金」を「及び当該資金」に改める。</p> <p>第四条の二第一項中「農林漁業金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「」の</p>	<p>題名を次のように改める。</p> <p>經濟基盤強化のための資金に関する法律</p> <p>第三百五十五号」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第二百三十九号）に改め、第一項の項目番号を削る。</p> <p>第三章を削る。</p> <p>（果樹農業振興特別措置法の一部改正）</p> <p>第十五条第一項中「農林漁業金融公庫の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金」を「及び当該資金」に改める。</p> <p>第四条の二第一項中「農林漁業金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「」の</p>
<p>株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第二百三十九号）</p>
<p>株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第二百三十九号）</p>
<p>株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第二百三十九号）</p>

又は特定農産加工業經營改善臨時措置法第五

条第一項に規定する業務」とする。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)
第三十三条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条の二第一項第一号」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第三号)別表第一第九号の下欄」に改める。

第六条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一項中「農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十八条第一項に改め、「に対し」の下に「肥料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、「資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもの」を「もの(他の金融機関が融通することを困難とすることを困難とするもので、資本市場からの調達が困難なものに限る。)」に改め、同項第一号中「長期かつ低利の資金」を「資金(食品製造業者等に対して貸し付けられるものにあっては中小企業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。)に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限り、農林漁業者又は農業協同組合等に対して貸し付けられるものにあっては資本市場からの調達が困難なものに限る。)」に改め、同項第二号中「長期かつ低利の資金」を「資金(中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)」に改め、同条第二項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項を次のように改める。

3

第一項の規定により株式会社日本政策金融

公庫が行う同項に規定する資金の貸付けにつ

いての株式会社日本政策金融公庫法第十一條

第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条

第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十

三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六

十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び

別表第二第九号の規定の適用については、同

法第十二条第一項第六号中「除く。」とあるの

は「除く。」及び食品流通構造改善促進法第六

条第一項に規定する業務」と、同法第十二条

第一項中「同項第五号」とあるのは「食品流通

構造改善促進法第六条第一項に規定する業務

並びに前条第一項第五号」と、同法第三十二

号第二項第一号口、第四十一条第二号及び第

六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二

号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二

号に掲げる業務又は食品流通構造改善促進法

第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五

号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六

条第一項に規定する業務並びに第十二条第一

項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九

条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、

食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三

条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二条

及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第二号中「又は別表第一第一号

一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の

貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号

から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付

けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条

第一項に規定する業務」とする。

第三十四条 獣医療法(平成四年法律第四十六号)

の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一項に規定する業務」とあるのは「この法律、獣医療法」と、同法第七十条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二条」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号の一部を次のように改正する。

八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあ

るのは「この法律、獣医療法」と、同法第七十

三条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二

条及び獣医療法第十五条第一項」と、同法別

表第二第九号中「又は別表第一第一号から第

十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業

務」とあるのは「別表第一第一号から第十四

号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又

は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」

とする。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に
関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 青年等の就農促進のための資金の貸

付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二

号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「農林漁業金融公庫」

を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条

中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第

三百五十五号)第十八条第一項第一号の二」を

「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律

号)別表第一第一号の二」に、

「同条第三項」を「同法第十二条第四項」に、「農

林漁業金融公庫が」を「株式会社日本政策金融公

庫が」に改める。

第三十六条 破綻金融機関等の融資先である中堅

事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置

法(平成十年法律第百五十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十七条第一項中「中小企業金融公庫」を「株式

会社日本政策金融公庫」に改める。

第七条中「中小企業金融公庫法(昭和二十八年

法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項」

を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法

律第

号)第十二条に改める。

第八条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第四十三条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項を削る。

第四十四条 第二十九項を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第二十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第二十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十六条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十七条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十九条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十一条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十二条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十三条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十四条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十五条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十六条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十七条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第三十九条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十一条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十二条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十三条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十四条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

の下欄に掲げる資金の貸付けに改め、同条第一項に改める。

第四項中「年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十一条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第三十九項」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十五条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十六条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十七条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十九条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十一条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十二条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十三条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十四条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十五条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十六条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十七条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第五十九条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十一条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十二条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十三条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十四条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十五条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十六条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十七条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十八条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第六十九条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第七十条(見出しを含む)中「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

第四十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

二号)の一部を次のように改正する。

九条第一項に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

附則第五条第二項の表中

第五十二条第一項第六号

第七条第一項第六号

生計困難等のため(割増金品を付ける

取扱いをする定額郵便貯金にあつて

は、天災その他非常の灾害を受けた預

金者の緊急な需要を充たすため)

生計困難等のため

難等のため

生計困難等のため(割増金品を付ける

取扱いをする定額郵便貯金にあつて

は、天災その他非常の灾害を受けた預

金者の緊急な需要を充たすため)

生計困難等のため(割増金品を付ける

取扱いをする定額郵便貯金にあつて

は、天災その他非常の灾害を受けた預

金者の緊急な需要を充たすため)

生計困難等のため(割増金品を付ける

取扱いをする定額郵便貯金にあつて

は、天災その他非常の灾害を受けた預

金者の緊急な需要を充たすため)

生計困難等のため(割増金品を付ける

取扱いをする定額郵便貯金にあつて

は、天災その他非常の灾害を受けた預

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促

施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第五条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を

次のように改正する。

附則第四条第二項中「厚生労働大臣」の下に
「及び防衛大臣」を加える。

業務及び駐留軍再編促進金融業務
貸付け駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の
規定によるものと含む。)

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第二十九条第一項の規定による予算の提出、同法第三十一条第一項の規定による補

提出 同法第三十五条第一項の規定による補正予算の提出 同法第三十六条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第四十条第二項

の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第四十一条第一項の規定による決算報告書の提出を

四条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

は通知しなければならない
第二十三条第一項及び第二項中「国際協力銀
行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」、「係る資本金の額」によつて資本

資金需公團は「供する資本金の額により資本金」を「属する資本金及び準備金の額により、そ

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の
一項を加える。

前項の規定による資本及び準備金の額の減少については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条から第四百四十九

ハ一ノ号に第四百四一十九条から第四百四二十九条までの規定は、適用しない。

第二百四条に「国際セブン銀行の行員」に取締役は、二十万円を「株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、百万円」に改め、同条第二

同様に第二十一条第一項を第十九条第一項に改め、同条に次の一號を加える。

三 第二十条の規定に違反して社債を発行したとき。

附則第一条に次のただし書を加える。
ただし、附則第五条の規定は、この法律の

施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の

施行の日のいれか遅い日から施行する。
附則に次の二条を加える。
〔株式会社日本政策金融公庫法の一部改正〕
第五条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を
次のように改正する。
附則第四条第二項中「厚生労働大臣」の下に
「及び防衛大臣」を加える。
附則第五条第一項中「第四十一条」の下に
「及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に
伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九
年法律第 号)第五十四条(同法附則第
一条第二号に規定する改正規定を除く。)の
規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑
な実施に関する特別措置法(平成十九年法律
第 号)以下「旧駐留軍再編特別措置法」
という。」第十八条を加え、「同条各号」を「第
四十二条各号」に改め、「業務」の下に「及び駐
留軍再編促進金融業務(旧駐留軍再編特別措
置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促
進金融業務をいう。以下同じ。」を加える。
附則第十七条第六項中「平成十九年法律
第 号」を削る。
附則第十八条第五項中「第四十四条」の下に
「及び旧駐留軍再編特別措置法第十九条」を加
え、「同条第三項を「旧国際協力銀行法第四
十四条第三項」に改め、「平成二十年十一月三
十日」との下に「旧駐留軍再編特別措置法
第十九条第四項中「翌事業年度の五月三十
日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」と
を加える。
附則第二十条第一項第六号中「負債」の下に
「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項
に次の二号を加える。
七 国際協力銀行から公庫が承継した資産
及び負債のうち駐留軍再編促進金融業務
に係る資産及び負債 株式会社日本政策
金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律第五十四条の規定による改
正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関

する特別措置法第十八条に規定する駐留

軍再編促進金融勘定

(地方税法の一部改正)

第五十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫」を削り、「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第七十三条の十四第六項中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項(第一号

に係る部分に限る。)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第一号)別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは」に改める。

第五十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の次に次の

ようにより加える。
第七十三条の十四第六項中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項(第一号

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第一号)

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(法人税法の一部改正)

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第一号)

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第五十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

第五十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第一号)

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

別表第二国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 株式

会社法及び株

式会社日本政

策金融公庫法

(平成十九年

法律第一号)

別表第一第一号から第二十四号まで

に掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相

互会社に係る債権を担保するため

受けた先取特権、質権又は抵当権の

保存、設定又は移転の登記又は登録

を除く。)

別表第三の七の二の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第六十条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(施行期日)

別表第三第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

附 則

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株

式会社日本政

策金融公庫法

(平成十九年

法律第一号)

別表第三第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(施行期日)

別表第三第一号の法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五十二条(独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律附則)第四条第一項及び

第二項の改正規定を除く。)の規定(公布の日

二 第五十四条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法附則)第一条にただし書を加える改正規定及び同法附則に一条を加える

改正規定に限る。)の規定(駐留軍等の再編の

円滑な実施に関する特別措置法の施行の日又

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改

先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は

移転の登記又は登録に該当する

ものであることを証する

財務省令で定める書類の添付があるものに

限る。

については、第三欄の登記又は登録に該当する

ものであることを証する

財務省令で定める書類の添付があるものに

限る。

(正に伴う経過措置)

第三条 第七条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である旧国民生活金融公庫等の職員が第七条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十二条の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十条の規定により政府から農林漁業金融公庫に対して出資された出資金は、株式会社日本政策金融公庫附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第四条第二項の規定により出資された出資金とみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 商工組合中央金庫が第二十五条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき貸し付けた資金に係る貸付けの利率その他の事項については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 沖縄振興開発金融公庫は、第二十九条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法(以下この条において「改正後沖縄振興開発金融公庫法」という。)第十九条に規定する業務のほか、当分の間、沖縄振興開発金融公庫が第二十九条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務(改正後沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができる。(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

(関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧国民生活金融公庫等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された第四十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一 旧国民生活金融公庫等の役員又は職員であつた者

二 旧国民生活金融公庫等から旧独立行政法人する法律第十条の規定により政府から農林漁業金融公庫に対して出資された出資金は、株式会社日本政策金融公庫附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第四条第二項の規定により出資された出資金とみなす。

3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧国民生活金融公庫等が保有していた個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定

は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

理由

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。